

令和8年度つくばみらい市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年 4月 1日 策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、つくばみらい市（以下「市」という。）の全組織における物品等の調達に適用する。

4 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

・ 物品（紙製品、食料品、園芸作物、その他） 485千円

5 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、つくばみらい市財務規則（平成18年規則第31号）第134条各号に定める額を超えない場合は、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。

6 調達実績の取りまとめ及び公表

調達実績は、毎年6月末までに前年度分の概要を取りまとめ、市のホームページ等により、速やかに公表するものとする。

7 その他物品等の調達の推進に関する事項

（1）障がい者支援施設等で提供できる物品等の情報提供

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに、各課（室・所）に情報提供を行うものとする。

（2）公契約における障がい者の就業を促進するための措置

市は、法第10条の規定に基づき、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用義務に違反している事業主又は障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して、障がい者の就業の促進に関して理解を求めるよう努めるものとする。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。